

令和5年度北播磨地域づくり活動応援事業 補助対象経費について

経費科目	対象経費	対象外経費
謝金	専門家等への謝金 (上限3万円/1人または1団体)	・左記の上限を超える部分 ・団体構成員、協働の相手方への謝金
旅費	・専門家等に対する旅費(※実費相当のみ) ・専門家等が自身の車を利用する場合は1km=37円で計算	・団体構成員の旅費 ・宿泊料
印刷製本費	・冊子の作成に係る印刷製本 ・事業にかかるチラシ作成 ・会議資料印刷 ・新聞折り込み料	
通信費	郵券代	電話代
活動資材費	活動のための資材購入費 (消耗品、材料、花苗、事業実施に不可欠な知識の習得等に係る書籍の購入費等)	・ <u>パソコン、プリンター、什器、事務机、椅子、書棚等の財産形成となる備品(耐用年数が1年以上のもの。)</u> ・備品の修繕費
保険料	イベント保険、ボランティア保険	
使用料	・施設使用料 ・OA機器、音響、重機などの機器レンタル・リース料	賃料
委託料	会場設営等や調査研究にかかる業者委託料	・飲食販売等にかかるテント等の設営
食材費	料理教室、餅つき大会、試作品作成、食育など事業実施に必要と認められる材料	・会議等の茶菓代、食事代 ・参加者へ配布する飲食物 ・販売目的の食材費(模擬店等) ・ <u>スタッフの熱中症対策としての水分</u>
その他	・バス借上げ料(団体構成員以外の事業参加者の交通手段として借り上げるバス) ※団体構成員の旅費と区別できない賃料は全額対象外 ・施設入場料 ・振込手数料(補助対象経費にかかる分) ・ <u>クレジット払いの経費(利用明細書及び引き落としがあったことがわかる通帳の写し等をご提出いただける場合のみ)</u>	・予備費 ・団体構成員、協働の相手方の人件費 ・資材等の運搬にかかるガソリン代(事業に使用した部分のみが明確に分けられない経費) ・領収書が発行できない経費 ・参加者記念品、賞品・景品 ・団体の行う経常的、日常的な活動経費や維持運営費(団体の総会費用など)

*他の公的な助成を受けている場合は対象外となります。

*参加費を取る事業について、参加費で賄える部分は対象外となります。

*領収日が事業期間外の経費は対象外となります。

*事業実施中の不慮の事故等に対する責任は負いかねますので、各団体において、保険に加入されることをお勧めします。